

石岡市都市公園条例の一部を改正する条例

(令和7年12月18日石岡市条例第39号)

石岡市都市公園条例（平成17年石岡市条例第154号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第15条関係）

第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為の内容	単位	金額（円）
第3条第1項第1号に掲げる行為 （物品の販売募金等）	1 m ² （日）	25
第3条第1項第2号に掲げる行為 （業として写真の撮影）	1日（写真機 1台につき）	690
第3条第1項第2号に掲げる行為 （業として映画の撮影）	1日	13,810
第3条第1項第3号に掲げる行為 （興業）	1 m ² （日）	25
第3条第1項第4号に掲げる行為 （競技会，展示会，博覧会等）	1 m ² （日）	25

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

石岡市都市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後	備考																																	
<p>別表第3（第15条関係）</p> <p>第3条第1項各号に掲げる行為をする場合</p> <table border="1" data-bbox="244 355 992 724"> <thead> <tr> <th>行為の内容</th> <th>単位</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号に掲げる行為 （物品の販売募金等）</td> <td>1日</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第2号に掲げる行為 （業として写真又は映画の撮影）</td> <td>1日</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第3号に掲げる行為 （興業）</td> <td>1㎡（日）</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第4号に掲げる行為 （競技会，展示会，博覧会等）</td> <td>1㎡（日）</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	行為の内容	単位	金額（円）	第3条第1項第1号に掲げる行為 （物品の販売募金等）	1日	100	第3条第1項第2号に掲げる行為 （業として写真又は映画の撮影）	1日	100	第3条第1項第3号に掲げる行為 （興業）	1㎡（日）	3	第3条第1項第4号に掲げる行為 （競技会，展示会，博覧会等）	1㎡（日）	2	<p>別表第3（第15条関係）</p> <p>第3条第1項各号に掲げる行為をする場合</p> <table border="1" data-bbox="1086 355 1834 847"> <thead> <tr> <th>行為の内容</th> <th>単位</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号に掲げる行為 （物品の販売募金等）</td> <td>1㎡（日）</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第2号に掲げる行為 （業として写真の撮影）</td> <td>1日（写真機1台につき）</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第2号に掲げる行為 （業として映画の撮影）</td> <td>1日</td> <td>13,810</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第3号に掲げる行為 （興業）</td> <td>1㎡（日）</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第4号に掲げる行為 （競技会，展示会，博覧会等）</td> <td>1㎡（日）</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	行為の内容	単位	金額（円）	第3条第1項第1号に掲げる行為 （物品の販売募金等）	1㎡（日）	25	第3条第1項第2号に掲げる行為 （業として写真の撮影）	1日（写真機1台につき）	690	第3条第1項第2号に掲げる行為 （業として映画の撮影）	1日	13,810	第3条第1項第3号に掲げる行為 （興業）	1㎡（日）	25	第3条第1項第4号に掲げる行為 （競技会，展示会，博覧会等）	1㎡（日）	25	<p>別表第3全 改正のため 下線省略</p>
行為の内容	単位	金額（円）																																	
第3条第1項第1号に掲げる行為 （物品の販売募金等）	1日	100																																	
第3条第1項第2号に掲げる行為 （業として写真又は映画の撮影）	1日	100																																	
第3条第1項第3号に掲げる行為 （興業）	1㎡（日）	3																																	
第3条第1項第4号に掲げる行為 （競技会，展示会，博覧会等）	1㎡（日）	2																																	
行為の内容	単位	金額（円）																																	
第3条第1項第1号に掲げる行為 （物品の販売募金等）	1㎡（日）	25																																	
第3条第1項第2号に掲げる行為 （業として写真の撮影）	1日（写真機1台につき）	690																																	
第3条第1項第2号に掲げる行為 （業として映画の撮影）	1日	13,810																																	
第3条第1項第3号に掲げる行為 （興業）	1㎡（日）	25																																	
第3条第1項第4号に掲げる行為 （競技会，展示会，博覧会等）	1㎡（日）	25																																	